

平成30年2月市議会総務委員会資料

	ページ
地域コミュニティのしくみづくりについて	1～7

企 画 財 政 部

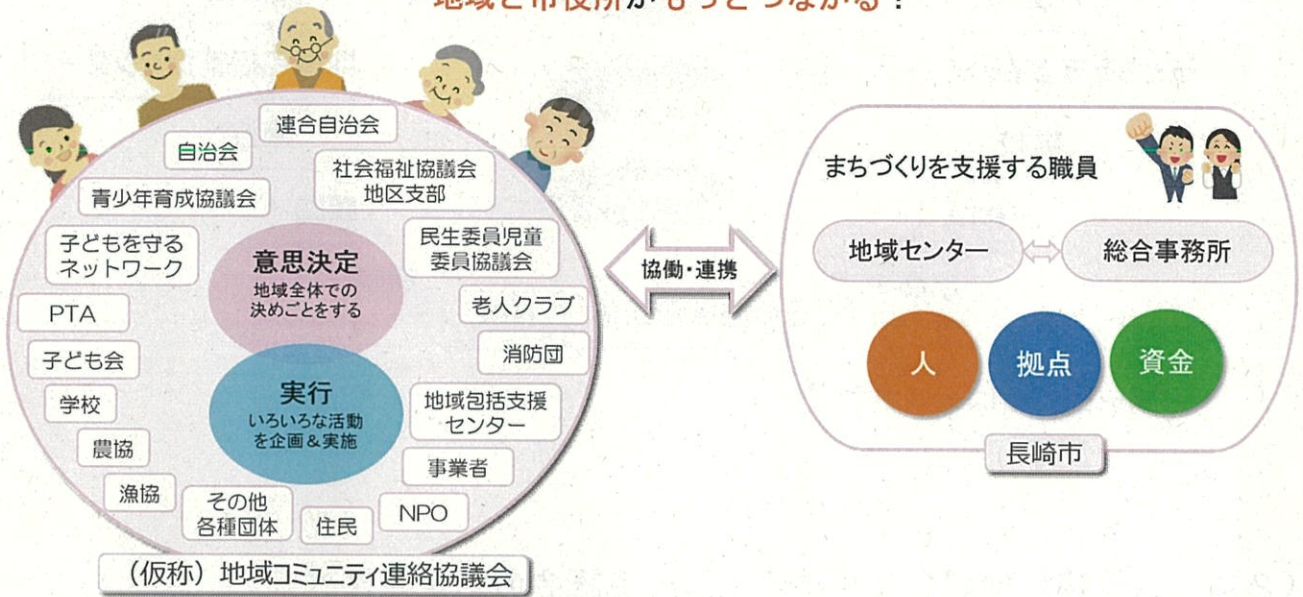
平 成 3 0 年 2 月



# 地域コミュニティのしくみづくりについて

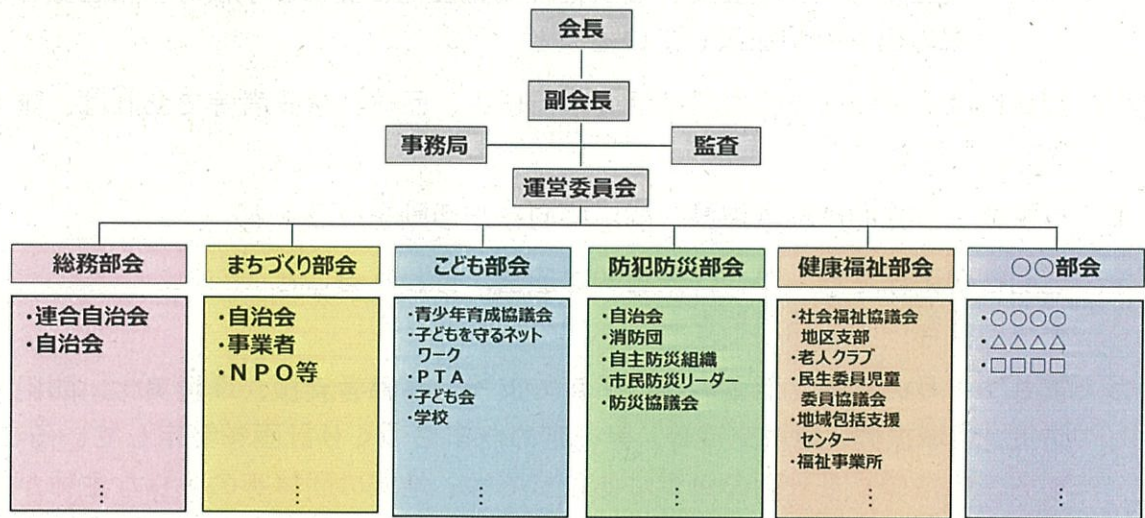
## (1) 長崎市が目指す姿 (案)

- ・ 住民みんながもっと参加する！
- ・ 団体同士がもっとつながる！
- ・ 地域と市役所がもっとつながる！



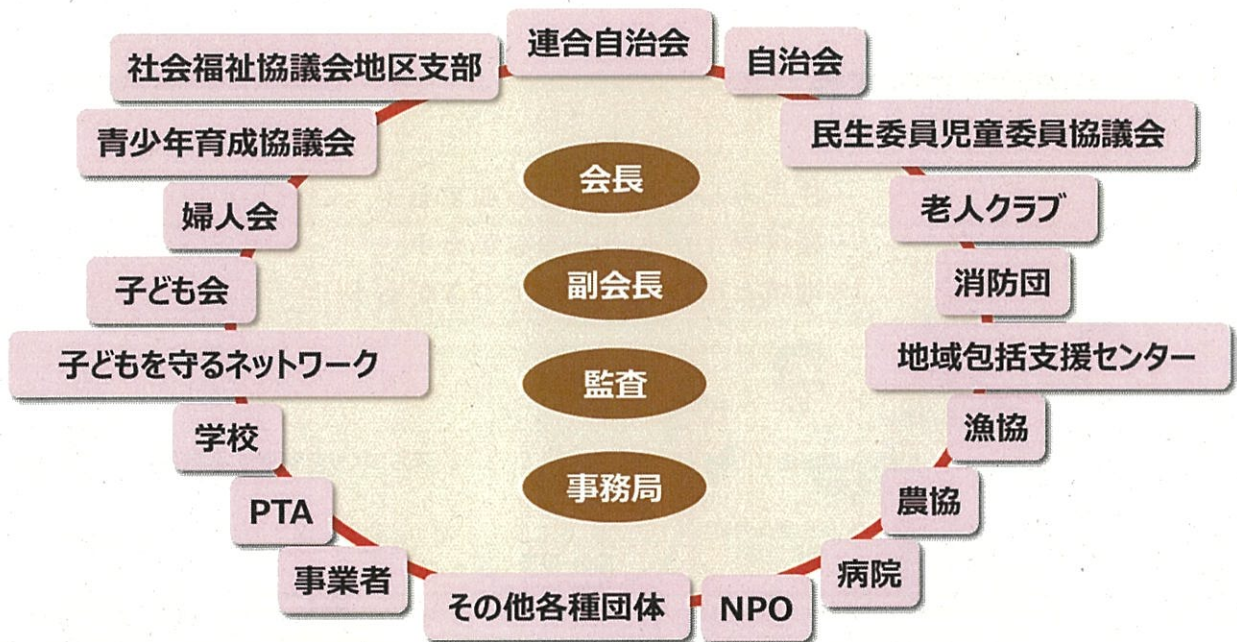
## (仮称) 地域コミュニティ連絡協議会の組織体制 (イメージ図)

### ● 部会型



※構成団体名は一例です。また、各部会は地域の実情に合わせて設置していただきます。

●ネットワーク型



※構成団体名は一例です。

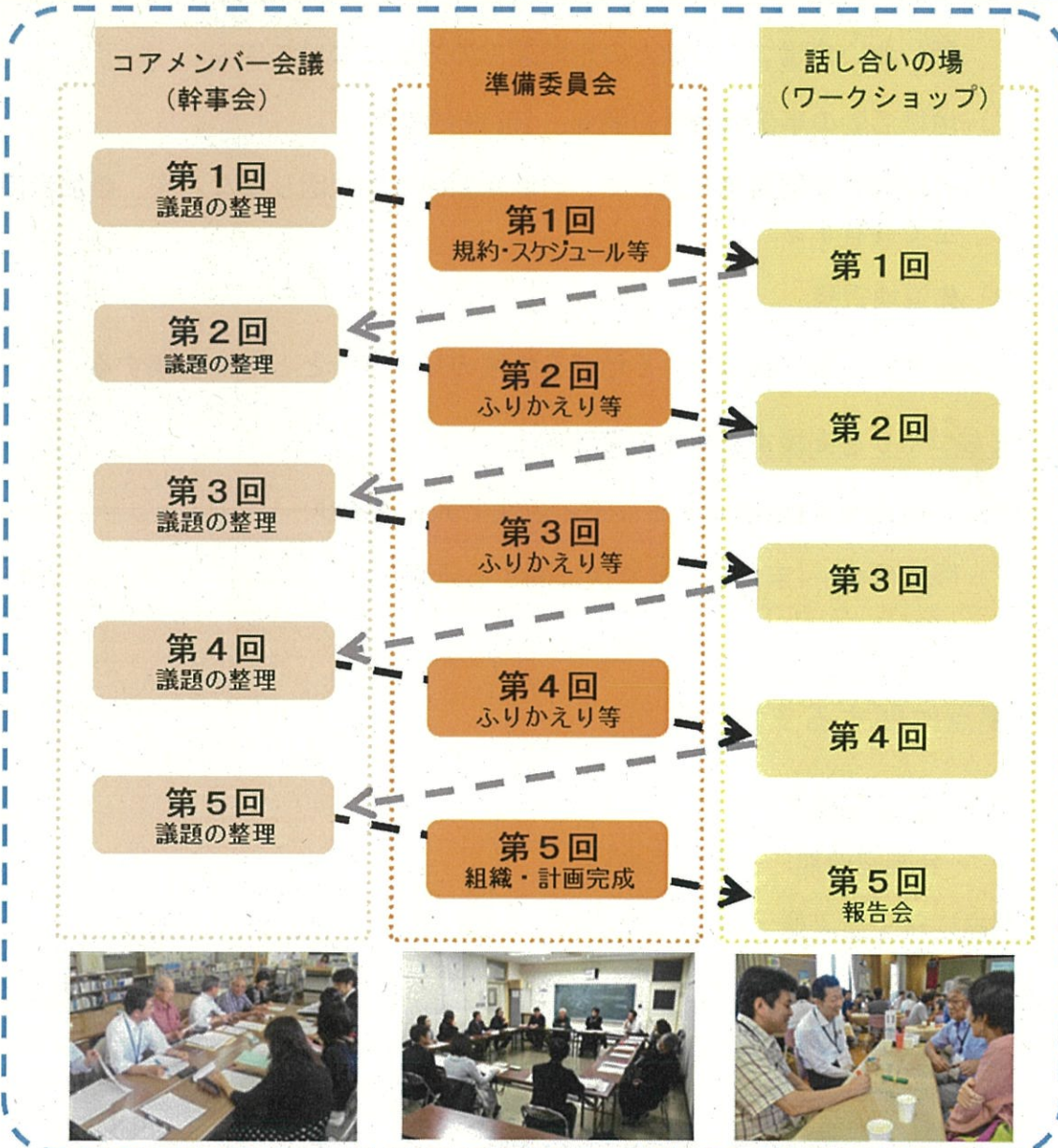
(2) (仮称) 地域コミュニティ連絡協議会の認定要件 (案)

- ア 概ね現行の小学校区または概ね連合自治会の区域を活動範囲とするものであること
- イ 当該地区を代表する組織で、様々な地域課題に対応できること
  - (ア) 活動範囲内の自治会の8割以上が加入していること
  - (イ) 連合自治会、青少年育成協議会、子どもを守るネットワーク、PTA、民生委員・児童委員、社会福祉協議会地区支部、学校等、相当数の地域の団体等が加入していること
- ウ 会員にはその地区に住む又は活動する個人、団体、事業者等であれば、誰でもなれること
- エ 自主的・自立的に地域課題の解決に向けた活動を行うこと
- オ 透明性が確保され、かつ、民主的な運営が行われること  
また、運営に関する規約を有していること
- カ まちづくりの目標、活動内容（子育て支援、高齢者支援、環境美化、防犯・防災、地域振興、地域交流等）等を定めたまちづくり計画を策定していること  
なお、まちづくり計画の策定にあたっては、地域の団体等の多様な主体が参加する話し合いの過程を経ること

(3) (仮称)地域コミュニティ連絡協議会設立・まちづくり計画策定までの流れ

- ア 地域の機運づくり
- イ 準備委員会の立ち上げ、まちづくり計画の策定
- ウ 協議会設立、まちづくり計画完成
- エ まちづくり計画に基づく事業の実施

名称	対象者	内容等
コアメンバー会議 (幹事会)	準備委員会の中でも中心となる方々	準備委員会で図るべき議題等を整理、検討する場
準備委員会	地域の各種団体・事業者の代表者等関係者及びその他必要な方々	話し合いの場(ワークショップ)や、協議会設立の準備をする場
話し合いの場 (ワークショップ)	小・中学生、若手、女性なども含めた多様な方々	まちづくり計画に必要な意見やアイデアを集める場



※進め方や回数は地域の実情に応じて地域と相談しながら決めていきます。

#### (4) 人に関する支援 (案)

##### ア (仮称) 地域コミュニティ連絡協議会の設立に向けた支援

地域の様々な団体が一堂に会して、目指す将来像、地域課題の抽出及び解決に向けた取組みについて話し合い、「まちづくり計画」を策定する

##### イ (仮称) 地域コミュニティ連絡協議会の運営支援

(ア) 地域運営（活動、会計、諸手続き等）に関する相談・助言

(イ) 各種連絡、庁内調整、情報提供、各種会議への出席

(ウ) 各地域の情報共有を目的とした全体会議の開催

##### ウ リーダーの発掘・育成

(ア) 講座の開催 [マネジメント講座]

話し合いの場づくりなどの地域運営の方法について学ぶ

(イ) 地域活動の事例発表会の開催 [情報交換会]

各地域の事例発表を通して、地域活動のコツや困り事などを、参加者同士で共有する

(ウ) 先進地視察

先進的に取り組んでいる地域を地域のリーダーとともに視察する

##### エ まちづくりを支援する職員の資質向上

(ア) 相談支援 [地域コミュニティ活性化アドバイザー]

(イ) 職員研修 [まちづくり支援に関する研修]

#### (5) 拠点に関する支援 (案)

##### ア 拠点に必要な機能

・会議室機能 ・事務局機能

##### イ 拠点に対する支援

〈現状〉・ふれあいセンター・大型公民館・地区公民館のいずれかを中学校区に配置

〈今後〉・地区公民館のふれあいセンターへの移行

・公共施設の活用についての相談

## (6) 資金に関する支援 (案)

### ● 交付金制度

#### ア 目的

地域の各種団体が連携した一体的な地域運営を財政的に支援する

#### イ 交付対象

(仮称) 地域コミュニティ連絡協議会 まちづくり計画策定を要件

#### ウ 対象となる活動

地域住民による話し合いを通じて策定したまちづくり計画に基づく、自主的・自立的な地域課題の解決に向けた活動(事業及び事務)

活動例) 子育て支援、高齢者支援、環境美化、防犯・防災、地域振興、地域交流等

#### エ 開始予定時期

平成 30 年度から

#### オ 既存の補助金等

広報ながさき配布謝礼金や老人クラブ助成金など、各種団体に交付している補助金等については現行のとおりとする

#### カ 交付金の基本的な考え方と上限額の算出方法

交付金は、まちづくり計画に基づいて、毎年度、事業計画を作成いただき、その事業計画に基づいた活動に対して、上限額内において交付する

(案) 基礎割と人口加算割の合計額を交付金の上限とする

基礎割：各協議会に一律 500,000 円

人口加算割：各協議会の活動範囲の人口 1 人あたり 400 円

#### キ 財源

地域振興基金



## (7) (仮称)長崎市地域コミュニティ連絡協議会の設立及び支援に関する 条例の骨子(素案)

### ア 目的

長崎市のまちづくりの基本理念の実現に向けて、地域コミュニティ連絡協議会と市の協働による地域自治の推進に寄与することを目的とします。

### イ 地域コミュニティ連絡協議会の活動範囲

地域コミュニティ連絡協議会の活動範囲は、次に掲げる区域とします。

(ア) 概ね現行の小学校区

(イ) 概ね連合自治会の区域

### ウ 地域コミュニティ連絡協議会と市の協働

地域コミュニティ連絡協議会と市は、まちづくりにおけるパートナーとしてお互いを尊重し、協働して地域づくりを推進することを目指します。

### エ 住民等の役割

(ア) 住民、地域団体、事業者等は、地域への関心を高めるとともに、地域のまちづくりへの参加や協力を努めるものとします。

(イ) 住民は、地域コミュニティ連絡協議会の活動への参加に努めるものとします。

### オ 地域コミュニティ連絡協議会の役割

(ア) 地域コミュニティ連絡協議会は、まちづくり計画に基づく企画等の立案及び具体的な取組みの実施に努めるものとします。

(イ) 地域コミュニティ連絡協議会は、構成員間における情報共有及び相互連携を図るものとします。

### カ 市の役割

市は、地域コミュニティ連絡協議会の自主性及び自立性を尊重しつつ、財政や人材育成等の支援を行うものとします。



## キ 地域コミュニティ連絡協議会の認定

地域コミュニティ連絡協議会の認定要件は次に掲げる事項とします。

- (ア) 当該地区を代表する組織で、様々な地域課題に対応できること
  - ① 活動範囲内の自治会の8割以上が加入していること
  - ② 連合自治会、青少年育成協議会、子どもを守るネットワーク、PTA、民生委員・児童委員、社会福祉協議会地区支部、学校等、相当数の地域の団体等が加入していること
- (イ) 会員にはその地区に住む又は活動する個人、団体、事業者等であれば、誰でもなれること
- (ウ) 自主的・自立的に地域課題の解決に向けた活動を行うこと
- (エ) 透明性が確保され、かつ、民主的な運営が行われること  
また、運営に関する規約を有していること
- (オ) まちづくりの目標、活動内容（子育て支援、高齢者支援、環境美化、防犯・防災、地域振興、地域交流等）等を定めたまちづくり計画を策定していること  
なお、まちづくり計画の策定にあたっては、地域の団体等の多様な主体が参加する話し合いの過程を経ること